

(第七部)

第二百一回 参議院厚生労働委員会会議録第十一号

(二四九)

令和二年五月十四日(不曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事
委員

委員

国務大臣
副大臣
厚生労働大臣
厚生労働副大臣
稲津 久君

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官
内閣府大臣官房審議官
金融庁総合政策局参事官
総務省大臣官房審議官
文部科学省大臣官房審議官
厚生労働省大臣官房総括審議官
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
厚生労働省医政局長
厚生労働省健康局長
厚生労働省職業安全衛生局長
厚生労働省職業安定局長
厚生労働省雇用環境・均等局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省老健局長
厚生労働省保険局長
吉岡 成子君
三角 育生君
村手 聡君
石田 晋也君
森 源二君
矢野 和彦君
佐原 康之君
浅沼 一成君
吉田 学君
宮崎 雅則君
鎌田 光明君
村山 誠君
小林 洋司君
藤澤 勝博君
谷内 繁君
橋本 泰宏君
大島 一博君
濱谷 浩樹君

経済産業省商務情報政策局商務・サービス政策統括調整官
中小企業庁事業環境部長
国土交通省大臣官房審議官
江崎 禎英君
奈須野 太君
小林 靖君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○社会保障及び労働問題等に関する調査

(新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制に関する件)
(布製マスク配布の問題性に関する件)
(新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用対策に関する件)
(新型コロナウイルス感染症に対する医薬品の承認審査の在り方に関する件)
(新型コロナウイルス感染症の影響下における生活困窮者等支援策に関する件)
(新型コロナウイルス感染症の感染実態に関する件)
(新型コロナウイルス感染症に対応する保健所の負担軽減策に関する件)

○委員長(そのだ修光君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。
政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
社会保障及び労働問題等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省医政局長吉田学君外十九名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(そのだ修光君) 異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(そのだ修光君) 社会保障及び労働問題等に関する調査を議題として質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。
○足立信也君 おはようございます。共同会派、国民民主党の足立信也です。
非常に爽やかな季節になりましたけれども、やっぱり世の中はそういう具合にはいつていなくて、一つの原因に、僕は、報道やあるいはまたいろいろな会話される言葉が人によって意味が違ふというのが非常に混乱を招いているという気がします。

前々回でしたか、クラスターというものの定義について確認しましたけれども、今日はまずは、共通の認識で同じ言語の意味合いで語らないと話が通じないですから、まずは、今、第一波、第二波という表現がありますけれども、例えばNHKでは今を第一波と言っていますね。ところが、専門家会議の報告書あるいは提言では今は第二波と言っていますね。専門家会議、今やられていますけれども、その冒頭の挨拶で、西村大臣は今第一波と言っています。一体どっちが本当なんだろうということ。あるいは、これから第二波が来る、第三波が来る、第四波が来ると、人がいるんなことを言うんですよ。

これは良くないと思います。まず、これはもう加藤大臣がしっかりと定義するしかないと思うんですが、今の波とこれはウィルスのタイプ、詳しくは後で言いますが、新型コロナウイルスのタイプを連動させて波というふうに称しているんでしょうか。ただ、それではなくて、患者数の推移でただこう波があると言っているんでしょうか。明確にした方がいいと思うんですが、

ますので、先に議論、フリーランスの関係、議論させていただきたいと思います。 持続化給付金の支給対象において、今回、フリーランス、個人事業主の皆さん、上限百万円ということで設定されましたが、既にいろいろ議論ありましたけれども、確定申告の申告の内容によって支給対象にならないという大きな問題があつてフリーランスの皆さんから悲鳴が上がっているということで、月曜日の予算委員会で梶山大臣からも、今週中に結論を得て、支給、どういう形であるのかということで協議をいただいていると。 どういうことになったでしょうか。新聞報道では、持続化給付金でやるのが難しいので別建ての給付措置を講じるというような報道もありましたが、事実関係も含めて、即刻とにかく安心していただく、周知をいただきたいと思います。御説明をお願いします。 ○政府参考人（奈須野太君） お答え申し上げます。	フリーランスでございます。習い事教室の先生とかフリーの司会者、こういった方は本来は事業収入であるわけなんですけれども、何らかの理由で給与所得であるとか雑所得で税務申告している方がおられます。こういった方々も支援対象としてほしいということ、声があるということは承知しております。 一方で、税務上の給与所得には雇用関係にある勤務先からの給与があつて、これは雇調金の対象となり得るわけがございます。また、雑所得には、インターネットオークションの売上げとかあるいは株式の売却益、それから年金収入といった様々なものが含まれますので、これを一律に給付金の対象とするということは難しいというふうに考えております。したがって、事業の実態に着目して、個々の事業の実態に着目して支援が可能となるような方策を今検討しているところでございます。 いづれにいたしましても、フリーランスの方の	事業継続を支えるということは喫緊の課題であるということとは十分認識しております。具体的にどのような対応ができるか、今関係省庁と調整しているところでございまして、今週中に方針をお示しできるように今努めているところでございます。 ○石橋通宏君 いつやる、やるんですね。とにかく給付はしますと、安心してくだされと、細かいところは早急に周知するけれども、とにかくそういった今は申請ができない方々にも必ず給付はしますと、そういうことでもいいですね。 それを今週中っていつまでなのか、そこもう一回確認してください。 ○政府参考人（奈須野太君） お答え申し上げます。 何らかの支援をするということはお約束できません。 期限については、今週中ということですので、常識的に考えれば明日までにということかと思えます。 ○石橋通宏君 これは、ここで明日までということと約束をいただきましたのと、必ず支援はするという約束もいただきました。本当に今多くの方々、給付を受けられない、申請できない、どうしようかと途方に暮れておられる方たくさんおられます。とにかく安心していただく、まずは必ず給付をいただくということで安心をいただけると思いますが、明日までに詳細公表していただくということで、強くお願いしておきたいと思えます。 もう一点は、これも月曜日に、この同じ持続化給付金の対象、不支給対象に風俗業等の方々、これがまた職業差別で加えられているということ、強く見直しを要請をさせていただきまして、予算委員会では梶山大臣からそつけない冷たい答弁しかなかったもので、何だそりやと言ったら、後から聞いたら、実は用意していた答弁の答弁漏れがあつたということで、改めてここで確認します。	個人の皆さんには支給対象になるんだということだと理解をしますが、ここで明確に答弁をしてください。 ○政府参考人（奈須野太君） お答え申し上げます。 持続化給付金は、これまでの中小企業施策の対象となつている支援範囲を踏まえつつ、できるだけ幅広い事業者を対象にしているということでございます。 まず、キャバレーとかクラブといったいわゆる風俗営業、こちらは対象となっておりません。 一方で、ソープランドとかデリヘルとかテレクラといった性風俗関連特殊営業といった業態がございまして。こちらは風営法で極めて厳しい規制が掛かつておりまして、社会通念上、公的資金による支援対象とすることに国民の理解が得られにくいのではないかとということで、災害対応も含めてこれまで一貫して公的な金融支援や国の補助制度の対象外としてきたことを踏襲して、今回の持続化給付金でも対象外としていくところでございまして。この旨は、先生今御指摘になられた予算委員会の質疑の中で梶山大臣から御説明したところでございます。	ただ、今、中小企業庁に改めて、じゃ、あの不支給対象というところの書きっぷり含めて、そもそもあの書きっぷり自体がもう一概に一律に除外だという、そういうふうな解釈を現場にも与えてしまつていないということも含めて、早急にあれを見直してくれということで今御議論をいただいておりますので、これについては至急これもしつかり公表できるように対処いただくといいことでお願いをしておりますので、確定し次第、これもまた報告をいただきたいということだけお願いをしておきたいというふうに思います。 それで、中小企業庁、もしお時間あるようでしたら、ここで退席いただいて結構であります。 ○委員長（そのだ修光君） はい、いいですよ。退席してください。 ○石橋通宏君 その上で、大臣、雇調金の関係から行きたいと思いますが、予算委員会でも一万五千元を念頭に上限の引上げということで、今検討いただいていると思います。この点については是非早急に、これ与野党の協議も始まつておりますけれども、結論を得ていただいて、安心していただければと思いますが、もう一つ、支給開始までの期間の問題です。 大臣も二週間ということをおっしゃられますが、この二週間なんですけれども、申請を受け付けてから二週間ということでは遅いです。そもそも、皆さん問題なのは、やっぱり申請までたどり着くのがもう物すごい大変だと。書類等の半減、約、していただきましたが、それでも、中小零細企業、これまで雇調金申請したことがなかったような多くの業種、業態の関係の方々は、それすら難しいということで悲鳴が上がつています。 もつと踏み込んで、例えば、今日休業手当を払う、これから申請しようと思ひ立つた事業主の皆さんが今から二週間後には振り込みがあるというぐらいの、大臣、もう一段、二段踏み込んだ軽減、手続の簡素化、迅速化、必要だと思ひますが、大臣、更にやると約束していただだけませんか。
---	---	---	---	--